

ミャンマー連邦共和国
 計画・財務省
 政令 番号 47/2018
 (2018年6月18日)

第1条 計画・財務省は、所得税法第16条第2項の権限に基づき、政府の合意のもと、以下給与以外の各支払額に対し、支払者が支払時に下記記載の税率により、所得税を源泉徴収し、納税することに決定した。

No.	支払の種類	支払額に適用される源泉徴収税率	
		居住ミャンマー人及び居住外国人(国内法人等含む)への支払い	非居住外国人(外国法人の支店等含む)への支払い
1	利子の支払い	-	15%
2	ライセンス、商標、特許権等の使用料	10%	15%
3.	国家機関、省庁、ネピード委員会、管区・州政府機関、国有企業、開発委員会が入札(Tender or Bid)、契約又はこれらに準ずるものにより、国内における財貨の購入、人的役務又はサービス提供に対し支払われるもの	2%	2.5%
4.	国家との合弁企業、パートナーシップ、合弁企業、法人、個人の共同組織、国内法により設立された組織又は団体、協同組合、外国企業及び外資企業が契約又はこれに準ずるものにより、国内における財貨の購入、人的役務又はサービスの提供に対し支払われるもの	—	2.5%

第2条 上記第1条の税率による源泉徴収税は、当該税務局の口座宛に支払先の企業名又は個人名にて納付する。

第3条 第1条の支払中、非居住外国人(外国法人の支店等含む)への支払に対する源泉税は、当該非居住外国人の最終確定税額とみなす。但し、非居住外国人が国内に支店を有する場合、当該支店の国内事業に対して課せられた源泉税は、所得税から控除する。同様に居住ミャンマー人及び居住外国人(国内法人等含む)への支払に対する源泉税額も、所得税から控除する。

第4条 非居住外国人が、ミャンマーと租税条約を締結している国の居住者であるときは、相手国の内国歳入局発行の居住者証明(Certificate of Resident)の提出を条件に、

その者に対する源泉徴収の対象となる支払いには、当該条約の定める税率を適用する。

第5条 第1条 No3 の支払に対する源泉税については、支払額が年間 100 万チャット未満の場合、源泉義務は無い。合計支払額が 100 万チャット超は源泉義務ある。非居住外国人への支払の場合は、すべての支払に対し適用税率により源泉徴収すること。

第6条 しかし

- a) 上記第 1 条 No3 の組織間での支払、当該組織に対する支払に対しては、支払時の源泉義務は無い。
- b) 第 1 条の No.1 の金利支払いについては、その支払先たる非居住外国人が国内に支店登記があり、当該支店がその金利等を国内所得として申告対象としている場合は、支払時の源泉徴収を不要とする。
- c) 所得税の源泉徴収に際し、その受取人がこれを拒否したとしても、支払者としての源泉徴収税義務は免除されない。

第7条 内国歳入局長は、政府及び計画財務省の承認により

- a. 必要に応じ一定の源泉税を免除することが出来る。
- b. 支払額から控除する源泉税の税率に関しては、事業形態により改定が必要な場合、改定することが出来る。
- c. 源泉税に関する所得税法の関連手続き、定義及びフォームを定めることが出来る。
- d. 源泉税の控除方法、源泉税の支払方法に関して、必要に応じ事業形態により別途、定めることが出来る。
- e. 上記第 1 条の支払に関しては、二重課税にならないよう、また国内法、規則、政令による免税所得に対しては、源泉税が控除されないよう、支払相手の責任者に通知することが出来る。
- f. 第 d 項の権限に関しては **Large Tax Payer Office, Medium Tax Payer Office** 税務署の局長、管区・州税務署の長に委任することが出来る。

第8条 計画・財務省の 2017 年 5 月 22 日付政令 51/2017 を本政令により廃止する。

第9条 本政令は、2018 年 7 月 1 日より効力を生じる。

Soe Win
財務大臣